

令和2年国民年金被保険者実態調査  
結果の概要

令和4年4月

厚生労働省年金局

# 令和2年国民年金被保険者実態調査の概要

## 1. 調査の目的

国民年金第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の種類

本調査は、第1号被保険者に対して直接調査する「郵送調査」と、第1号被保険者の、令和元年の所得、令和2年度の課税の状況などについて、市区町村職員が転記する「所得等調査」により構成される。

## 3. 調査の対象

### (1) 対象範囲

令和2年3月末現在における国民年金第1号被保険者1,453万3千人のうち、以下の者を除く第1号被保険者及びその属する世帯。

- ア 任意加入被保険者
- イ 外国人
- ウ 法定免除者
- エ 転出による住所不明者
- オ 25歳以上の学生納付特例者

ア～オを除き、集計対象となる第1号被保険者は1,230万4千人である。

### (2) 調査客体数

「所得等調査」については、1,855市区町村から123,075人分。さらに、そのうち、11,966人分については「所得等調査特別調査」も実施。

「郵送調査」については、「所得等調査」の調査客体のうち、63,301人。

### (3) 抽出方法

層化無作為抽出によって、(2)の調査客体を選定した。

なお、各層の区分については、以下のとおり。

#### ア 都市規模（2区分）

- ① 大都市（東京都特別区部及び政令指定都市）・中都市（大都市以外の人口20万以上の市及び県庁所在市）
- ② 小都市・町村（①以外の市町村）

#### イ 保険料納付状況（6区分）

- ① 完納者（平成30年度及び令和元年度の納付対象月の保険料をすべて納付した者）
- ② 一部納付者（平成30年度及び令和元年度の納付対象月の一部について、保険料を納付していない者）
- ③ 1号期間滞納者（平成30年度及び令和元年度の納付対象月の保険料を全く納付していない者）
- ④ 申請全額免除者（令和元年度末に保険料の申請全額免除を受けている者）
- ⑤ 学生納付特例者（令和元年度末に保険料の学生納付特例を受けている者）
- ⑥ 納付猶予者（令和元年度末に保険料の納付猶予を受けている者）

ただし、①～③の判定に当たって、産前産後保険料免除期間を有する者については、当該免除を受けた月は保険料を納付したものとみなした上で、調査実施前々年度及び調査実施前年度の保険料の納付状況に応じて、「①完納者」、「②一部納付者」に区分する。

#### ウ 年齢階級（8区分）

- ① 20～24歳                      ② 25～29歳                      ③ 30～34歳
- ④ 35～39歳                      ⑤ 40～44歳                      ⑥ 45～49歳
- ⑦ 50～54歳                      ⑧ 55～59歳

※ 完納者及び申請全額免除者の都市規模については、「①大都市・中都市」、「②小都市・町村」を合併した1区分を設定している。

## 4. 調査の方法

「郵送調査」については、令和2年10月～令和3年3月に、調査客体である第1号被保険者に調査票を郵送で送付し、郵送で回収した。

「所得等調査」については、令和2年10月～令和3年3月に、1,855市区町村に調査票を郵送で送付し、電子メールまたは郵送で回収した。

## 5. 回収率

### (1) 「郵送調査」

	回収率	有効回答数 / 調査客体数
完納者	57.9%	2,687 / 4,643
一部納付者	35.3%	4,702 / 13,338
1号期間滞納者	14.6%	3,897 / 26,652
申請全額免除者	40.0%	2,699 / 6,740
学生納付特例者	46.2%	652 / 1,412
納付猶予者	44.7%	4,704 / 10,516
合計	30.6%	19,341 / 63,301

### (2) 「所得等調査」

94.8%（調査対象1,855市区町村、1,758市区町村回答）

個人情報保護条例の規定等により所得等調査への協力が得られなかった市区町村がある。

# 第1章 就業状況

## 1. 男女・保険料納付状況別就業状況

第1号被保険者の就業状況をみると、自営業主が19.4%、家族従業者が7.5%、常用雇用が6.3%、パート・アルバイト・臨時が32.6%、無職が31.2%となっている。パート・アルバイト・臨時が最も多くなっている。

男女別にみると、男子では自営業主の占める割合が高くなっているが、女子ではパート・アルバイト・臨時の占める割合が高くなっている（表1）。

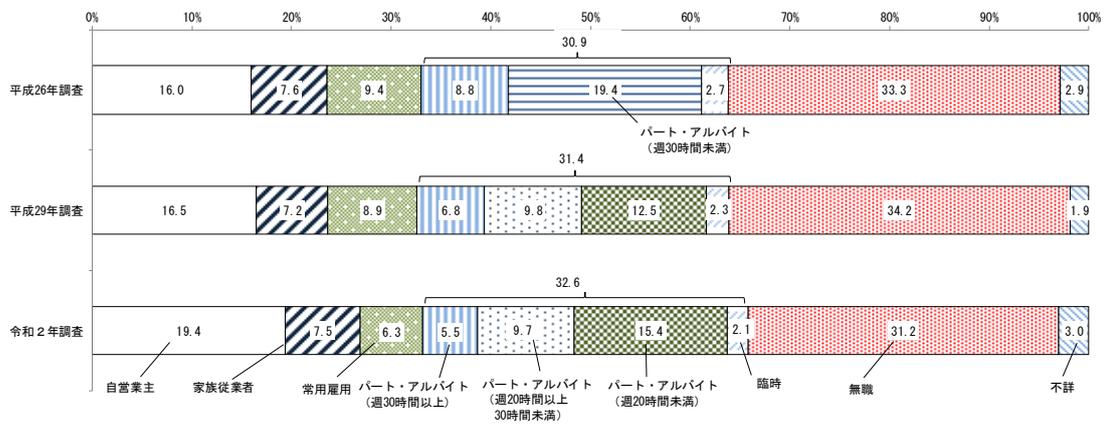
表1 男女・保険料納付状況別就業状況

(単位：%)

	総数	就業状況								無職	不詳
		自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・アルバイト・臨時	パート・アルバイト(週30時間以上)	パート・アルバイト(週20時間以上30時間未満)	パート・アルバイト(週20時間未満)	臨時		
総数	100.0	19.4	7.5	6.3	32.6	5.5	9.7	15.4	2.1	31.2	3.0
男子	100.0	29.3	5.0	8.1	25.1	4.9	5.5	12.1	2.6	29.0	3.4
女子	100.0	10.2	9.7	4.5	39.6	6.0	13.6	18.5	1.5	33.3	2.6
納付者	100.0	27.6	11.9	8.2	25.7	5.3	8.6	10.6	1.3	25.1	1.6
完納者	100.0	27.1	12.7	7.4	24.7	4.6	8.2	10.8	1.1	26.6	1.5
一部納付者	100.0	29.9	8.1	11.4	30.3	8.5	10.2	9.7	1.9	18.4	2.0
1号期間滞納者	100.0	19.1	4.2	10.2	36.3	8.2	11.4	13.0	3.7	26.5	3.6
申請全額免除者	100.0	14.5	5.0	2.1	33.6	5.1	11.8	13.7	3.0	41.9	2.9
学生納付特例者	100.0	1.3	-	0.9	51.6	3.6	9.0	37.8	1.1	38.4	7.9
納付猶予者	100.0	4.4	3.1	3.4	34.3	4.9	10.5	14.3	4.6	53.0	1.9

第1号被保険者の就業状況を平成29年調査と比較すると、令和2年調査では自営業主の占める割合が増加し、常用雇用、無職の占める割合が減少している（図1）。

図1 就業状況の推移



注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 2. 年齢階級別就業状況

年齢階級別に就業状況をみると、30～34歳より下の年齢階級においては、パート・アルバイト・臨時及び無職の占める割合が高くなっており、35～39歳より上の年齢階級においてはパート・アルバイト・臨時及び無職に加え、自営業主の占める割合が高くなっている（表2）。

表2 年齢階級別就業状況

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・アルバイト・臨時	パート・アルバイト	パート・アルバイト	パート・アルバイト	パート・アルバイト	臨時	無職	不詳
						(週30時間以上)	(週20時間以上30時間未満)	(週30時間未満)	(週30時間未満)			
総数	100.0	19.4	7.5	6.3	32.6	5.5	9.7	15.4	2.1	31.2	3.0	
20～24歳	100.0	1.6	0.6	4.3	49.0	4.7	10.1	32.4	1.8	39.4	5.1	
25～29歳	100.0	12.4	5.6	11.0	35.0	8.2	13.5	10.8	2.5	34.2	1.9	
30～34歳	100.0	18.4	8.4	8.5	29.9	8.4	9.7	9.0	2.8	32.4	2.3	
35～39歳	100.0	24.0	10.8	8.0	28.5	7.5	9.7	9.6	1.7	27.0	1.6	
40～44歳	100.0	28.1	11.2	7.7	25.6	5.0	9.1	8.5	3.0	25.4	2.1	
45～49歳	100.0	30.3	11.1	7.0	24.2	4.6	9.2	8.5	1.9	24.7	2.6	
50～54歳	100.0	31.3	12.1	4.0	25.9	4.6	9.4	10.0	1.9	23.9	2.8	
55～59歳	100.0	27.0	8.3	4.8	24.1	4.1	7.8	10.5	1.6	33.6	2.3	

## 3. 都市規模別就業状況

都市規模別に就業状況をみると、小都市・町村ではパート・アルバイト・臨時の占める割合が他の都市規模に比べ低い一方で、自営業主、家族従業者の占める割合は他の都市規模に比べ高くなっている（表3）。

表3 都市規模別就業状況

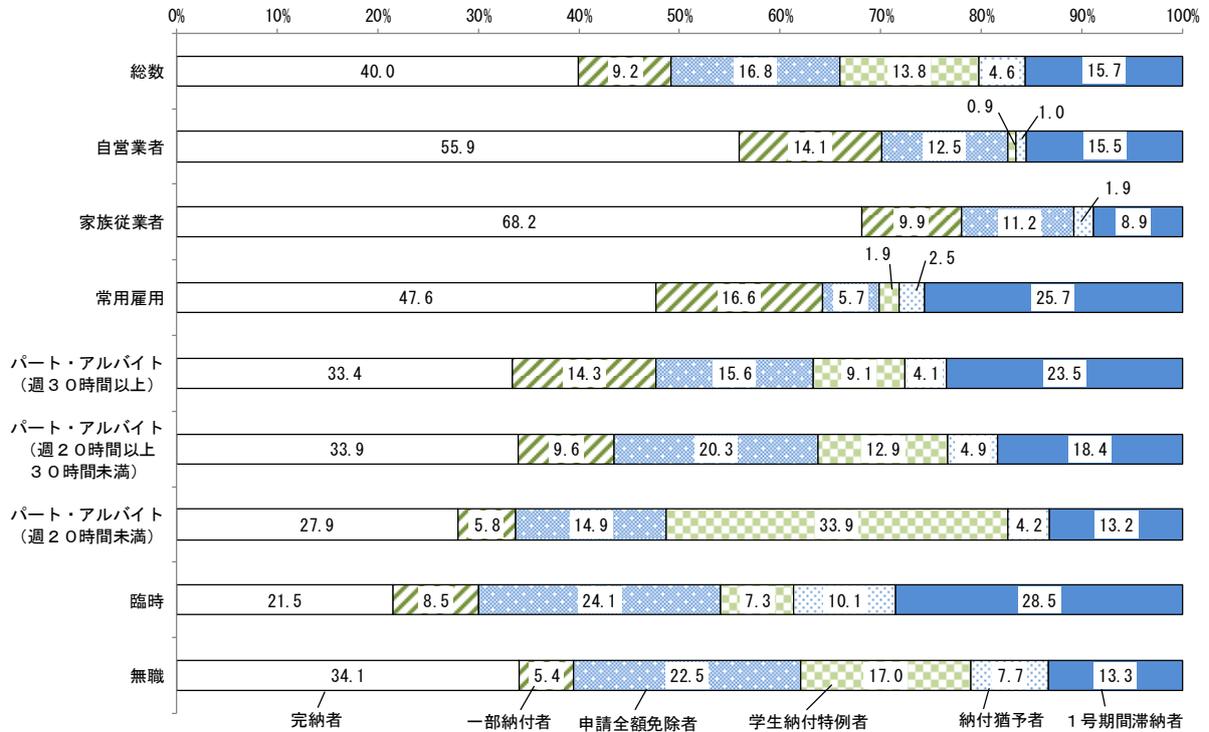
(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	常用雇用	パート・アルバイト・臨時	パート・アルバイト	パート・アルバイト	パート・アルバイト	臨時	無職	不詳
					(週30時間以上)	(週30時間以上)	(週20時間以上30時間未満)	(週30時間未満)			
総数	100.0	19.4	7.5	6.3	32.6	5.5	9.7	15.4	2.1	31.2	3.0
大都市	100.0	19.7	5.8	6.3	33.7	6.6	9.9	15.4	1.9	30.9	3.5
中都市	100.0	17.7	6.6	5.4	35.0	5.5	9.5	17.8	2.2	33.0	2.3
小都市・町村	100.0	20.1	9.1	6.7	30.6	4.6	9.7	14.1	2.1	30.5	3.0

#### 4. 就業状況別保険料納付状況

就業状況別に保険料納付状況をみると、常用雇用やパート・アルバイト(週30時間以上)、臨時は1号期間滞納者の割合が高くなっている(図2)。

図2 就業状況別保険料納付状況



注 「総数」には、就業状況不詳の者を含む。

## 第2章 学生の状況

### 1. 学生の割合

第1号被保険者のうち学生の割合をみると、21.1%となっている（表4）。

表4 学生の割合

（単位：％）

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	納付猶予者
		完納者	一部 納付者					
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
学生	21.1	10.5	11.8	4.9	12.1	1.4	97.6	6.9
学生でない	73.1	84.1	83.3	87.7	79.9	90.0	-	89.5
不詳	5.8	5.4	4.9	7.4	8.0	8.6	2.4	3.7

### 2. 学生の保険料納付状況

学生について、保険料納付状況をみると、学生納付特例者は63.9%、納付者は24.5%、1号期間滞納者は9.0%となっている（表5）。

表5 学生の保険料納付状況

（単位：％）

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	納付猶予者
		完納者	一部 納付者					
総数	100.0	49.2	40.0	9.2	15.7	16.8	13.8	4.6
学生	100.0	24.5	22.3	2.1	9.0	1.1	63.9	1.5
学生でない	100.0	56.6	45.6	11.0	17.2	20.6	-	5.6

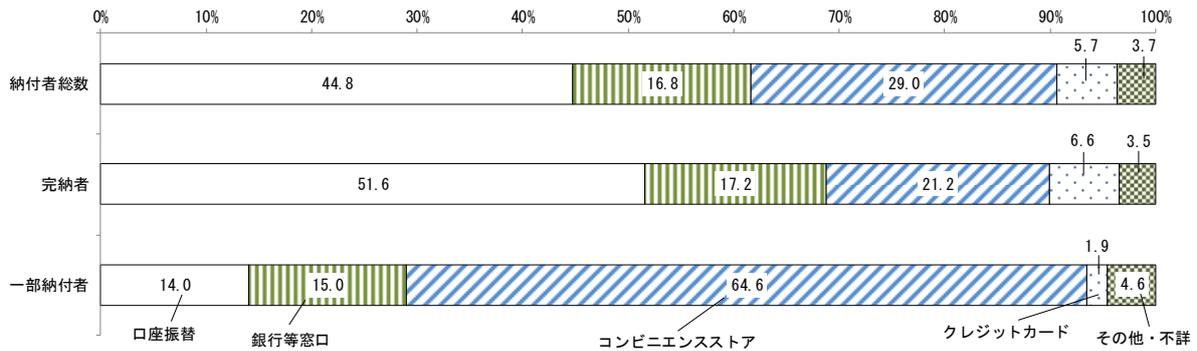
注 「総数」には、学生か学生でないか不詳の者を含む。

### 第3章 保険料の納付方法

#### 1. 保険料納付状況別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

令和元年度において最も利用回数の多かった国民年金保険料の納付方法を聞いたところ、納付者総数では口座振替が最も高く、44.8%となっている。保険料納付状況別にみると、完納者は口座振替が51.6%と最も高いが、一部納付者は14.0%と低く、一部納付者については、コンビニエンスストアが64.6%と最も高くなっている（図3）。

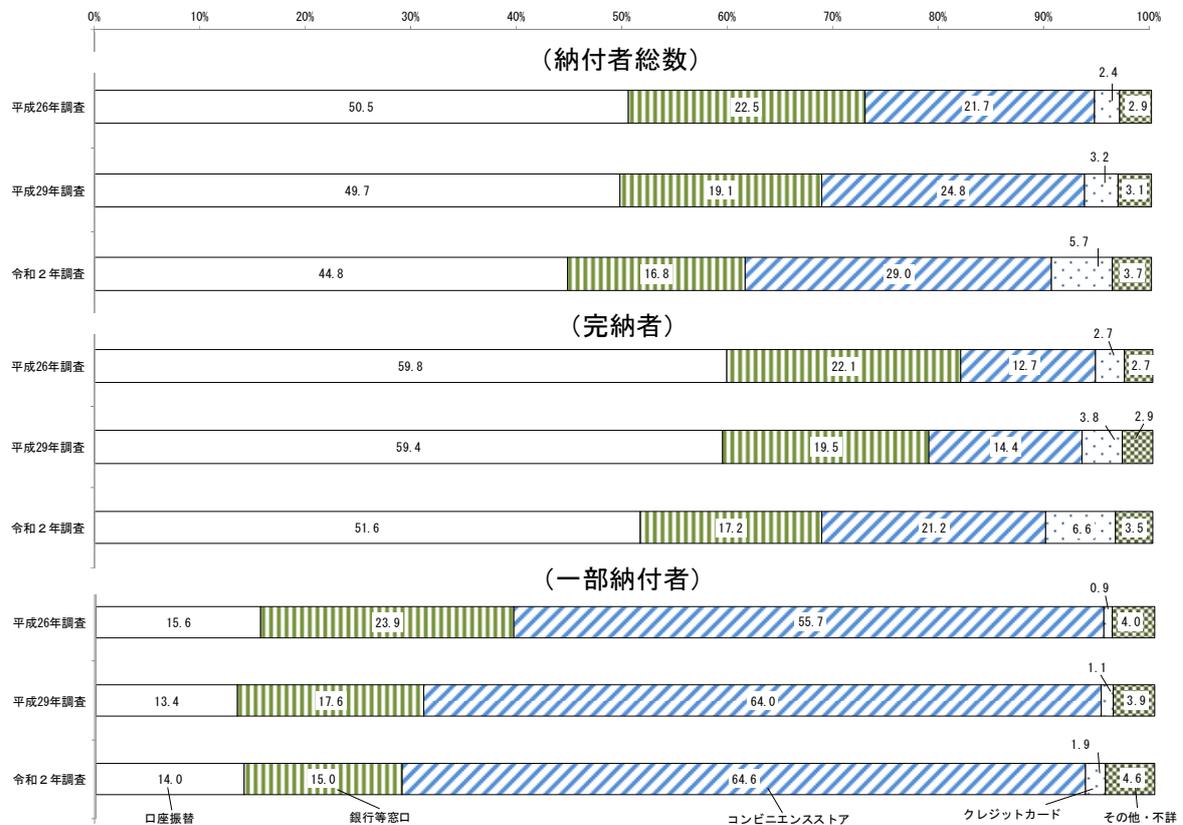
図3 保険料納付状況別最も利用回数の多かった保険料の納付方法



注 令和元年度の1年間に国民年金の保険料をひと月でも納めた納付者を対象として集計している。

最も利用回数の多かった納付方法の推移をみると、完納者、一部納付者ともに、口座振替及び銀行等窓口の占める割合が減少し、コンビニエンスストアの占める割合が増加している（図4）。

図4 最も利用回数の多かった保険料の納付方法の推移



注1 令和元年度の1年間に国民年金の保険料をひと月でも納めた納付者を対象として集計している。

注2 平成26年調査及び平成29年調査については、福島県の避難指示区域を除く。

## 2. 年齢階級別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

納付者について、年齢階級別に最も利用回数の多かった納付方法をみると、高年齢層では若年齢層に比べ口座振替の割合が高く、若年齢層では高年齢層に比べコンビニエンスストアの割合が高い傾向にある（表6）。

表6 年齢階級別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

(単位：%)

	総数	口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	クレジットカード	その他	不詳
納付者総数	100.0	44.8	16.8	29.0	5.7	3.0	0.7
20～24歳	100.0	36.1	22.3	27.3	7.7	5.6	0.9
25～29歳	100.0	33.5	15.2	42.7	3.2	4.2	1.3
30～34歳	100.0	37.1	15.7	37.9	7.2	1.4	0.8
35～39歳	100.0	42.0	14.4	34.2	5.4	3.2	0.8
40～44歳	100.0	45.4	14.2	30.9	6.1	2.8	0.5
45～49歳	100.0	48.1	19.0	25.4	4.7	2.2	0.5
50～54歳	100.0	52.2	15.7	23.2	5.6	2.4	1.0
55～59歳	100.0	50.8	16.6	23.8	5.8	2.6	0.4

注 令和元年度の1年間に国民年金の保険料をひと月でも納めた納付者を対象として集計している。

## 3. 都市規模別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

納付者について、都市規模別に最も利用回数の多かった納付方法をみると、小都市・町村では口座振替が50.4%と他の都市規模に比べて高くなっており、大都市ではコンビニエンスストアが32.6%と他の都市規模に比べて高くなっている（表7）。

表7 都市規模別最も利用回数の多かった保険料の納付方法

(単位：%)

	総数	口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	クレジットカード	その他	不詳
納付者総数	100.0	44.8	16.8	29.0	5.7	3.0	0.7
大都市	100.0	40.3	14.9	32.6	8.2	3.4	0.6
中都市	100.0	39.4	20.6	30.5	5.2	3.4	0.8
小都市・町村	100.0	50.4	16.1	25.9	4.4	2.5	0.8

注 令和元年度の1年間に国民年金の保険料をひと月でも納めた納付者を対象として集計している。

#### 4. 保険料の主たる負担者

平成30年度及び令和元年度の国民年金保険料について、主に誰が負担したのかを年齢階級別にみると、20～24歳では、「自分の収入などにより支払った」は7.5%、「父母が負担した」は24.5%となっている（表8）。

表8 年齢階級別保険料の主たる負担者

(単位：%)

	総数	自分の収入で 支払い	父母が負担	配偶者が負担	それ以外の者 が負担	この2年間保険 料を納めたこと がない、または 全額免除あるい は猶予	不詳
総数	100.0	31.3	12.0	8.2	0.6	37.9	10.0
20～24歳	100.0	7.5	24.5	0.7	0.2	62.5	4.6
25～29歳	100.0	32.2	16.9	3.7	0.5	34.9	11.8
30～34歳	100.0	33.5	11.3	8.8	0.6	33.9	11.8
35～39歳	100.0	36.4	10.5	10.6	0.6	30.4	11.6
40～44歳	100.0	40.2	8.5	9.7	0.8	29.2	11.6
45～49歳	100.0	41.9	5.6	9.7	0.6	29.6	12.5
50～54歳	100.0	42.6	4.4	13.5	1.0	27.7	11.0
55～59歳	100.0	44.6	2.3	16.0	1.3	23.7	12.1

## 5. 保険料納付状況別口座振替の利用経験

国民年金保険料については口座からの自動振替を推進しているが、口座振替の利用経験についてみると、総数では30.2%が利用したことがあると回答している。

保険料納付状況別にみると、納付者の5割以上が利用したことがあり、そのうち、完納者では利用したことがある割合は57.8%であるが、一部納付者では利用したことがある割合は23.6%となっている（表9）。

表9 保険料納付状況別口座振替の利用経験

(単位：%)

	総数	利用したことがある	利用したことがない	不詳
総数	100.0	30.2	68.7	1.2
納付者	100.0	51.4	47.9	0.8
完納者	100.0	57.8	41.6	0.6
一部納付者	100.0	23.6	75.0	1.4
1号期間滞納者	100.0	10.1	87.9	2.0
申請全額免除者	100.0	13.1	85.1	1.8
学生納付特例者	100.0	5.0	94.2	0.8
納付猶予者	100.0	9.3	89.4	1.3

## 6. 年齢階級別口座振替の利用経験

年齢階級別に口座振替の利用経験についてみると、年齢階級が上がるにつれ、利用したことがある割合が高くなっている（表10）。

表10 年齢階級別口座振替の利用経験

(単位：%)

	総数	利用したことがある	利用したことがない	不詳
総数	100.0	30.2	68.7	1.2
20～24歳	100.0	13.0	86.3	0.7
25～29歳	100.0	23.8	74.3	1.9
30～34歳	100.0	27.5	71.5	1.0
35～39歳	100.0	34.0	65.3	0.7
40～44歳	100.0	36.2	63.0	0.9
45～49歳	100.0	37.3	61.2	1.5
50～54歳	100.0	41.9	57.0	1.1
55～59歳	100.0	44.1	54.0	2.0

## 7. 保険料納付状況別口座振替を利用したことがない理由

口座振替を利用したことがないと回答した納付者について、保険料納付状況別に口座振替を利用したことがない理由をみると、完納者及び一部納付者ともに「いまの方法で特に不都合はないから」が最も高くなっている。（表 11）。

表 11 口座振替を利用したことがない理由

(単位：%)

	総 数	いまの方法で 特に不都合は ないから	自分の都合で 納めたいから	手続きが面倒 だから	口座振替の仕 組みを知らな かったから	その他	不 詳
口座振替を利用したこ とがない納付者総数	100.0	41.9	27.3	11.3	6.4	9.6	3.5
完納者	100.0	45.3	25.0	10.2	6.4	10.0	3.2
一部納付者	100.0	33.6	33.1	14.2	6.4	8.6	4.2

注 口座振替を利用したことがないと回答した納付者を対象として集計している。

## 8. 年齢階級別口座振替を利用したことがない理由

口座振替を利用したことがないと回答した納付者について、年齢階級別に口座振替を利用したことがない理由をみると、20～24歳で「口座振替の仕組みを知らなかったから」の割合が、他の年齢層に比べて高くなっている（表 12）。

表 12 年齢階級別口座振替を利用したことがない理由

(単位：%)

	総 数	いまの方法で 特に不都合は ないから	自分の都合で 納めたいから	手続きが面倒 だから	口座振替の仕 組みを知らな かったから	その他	不 詳
口座振替を利用したこ とがない納付者総数	100.0	41.9	27.3	11.3	6.4	9.6	3.5
20～24歳	100.0	35.2	13.6	9.7	20.6	15.9	5.1
25～29歳	100.0	40.2	23.5	17.2	6.8	10.4	1.8
30～34歳	100.0	40.7	29.1	14.2	5.6	7.4	3.0
35～39歳	100.0	43.1	27.1	12.7	5.6	8.5	2.9
40～44歳	100.0	49.0	25.6	10.5	1.5	9.5	3.9
45～49歳	100.0	43.7	32.1	12.4	2.1	6.6	3.2
50～54歳	100.0	41.2	36.7	11.0	1.4	7.2	2.6
55～59歳	100.0	43.4	33.8	7.1	2.9	9.0	3.7

注 口座振替を利用したことがないと回答した納付者を対象として集計している。

## 9. 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付の利用経験

国民年金保険料は、夜間や休日でも利用できるコンビニエンスストア、インターネット、金融機関のATM、携帯電話（モバイルバンキング）、電話（音声案内）、クレジットカードによっても納付できるが、これらの方法の利用経験をみると、総数では37.3%が利用したことがあると回答している。

保険料納付状況別にみると、納付者の52.8%が利用したことがあり、そのうち、完納者の利用したことがある割合は46.7%であるが、一部納付者の利用したことがある割合は79.2%と高くなっている（表13）。

表13 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付の利用経験

(単位：%)

	総数	利用したことがある	利用したことがない	不詳
総数	100.0	37.3	59.3	3.4
納付者	100.0	52.8	45.3	1.9
完納者	100.0	46.7	51.4	1.9
一部納付者	100.0	79.2	18.5	2.3
1号期間滞納者	100.0	33.5	62.4	4.1
申請全額免除者	100.0	26.0	68.4	5.5
学生納付特例者	100.0	5.1	90.1	4.8
納付猶予者	100.0	22.0	72.6	5.4

## 10. 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがない理由

コンビニエンスストア、インターネット、金融機関のATM、携帯電話（モバイルバンキング）、電話（音声案内）、クレジットカードを用いた納付を利用したことがないと回答した納付者について、保険料納付状況別にコンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがない理由をみると、「いまの方法で特に不都合はないから」が68.0%と最も高くなっている（表14）。

表14 保険料納付状況別コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがない理由

(単位：%)

	総数	いまの方法で特に不都合はないから	コンビニエンスストアなどを用いた納付の仕組みを知らなかったから	コンビニエンスストアなどを普段あまり利用しないから	手続きが面倒だから	その他	不詳
コンビニなどを用いた納付を利用したことがない納付者総数	100.0	68.0	12.9	2.6	3.9	7.2	5.4
完納者	100.0	69.8	12.0	2.6	3.6	6.7	5.2
一部納付者	100.0	45.6	24.7	2.4	6.9	13.7	6.7

注 コンビニエンスストアなどを用いた納付を利用したことがないと回答した納付者を対象として集計している。

## 第4章 国民年金保険料を納付しない理由

### 1. 年齢階級別保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、年齢階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての年齢階級において「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっている。

次いで高いのは、20～24歳では「うっかりして忘れた、後でまとめて払おうと思った」の割合、30歳代及び45～54歳では「年金制度の将来が不安・信用できない」の割合、25～29歳、40～44歳及び55～59歳では「納める保険料に比べて、十分な年金額が受け取れないと思う」の割合となっている（表15）。

表15 年齢階級別保険料を納付しない理由（主要回答）

（単位：％）

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	年金制度の将来が不安・信用できない	納める保険料に比べて、十分な年金額が受け取れないと思う	うっかりして忘れた、後でまとめて払おうと思った	厚生労働省・日本年金機構が信用できない	これから保険料を納めようとしても加入期間が短く、年金がもらえない	すでに、年金を受け取る要件を満たしていたから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	76.0	5.4	6.1	3.6	2.8	2.1	0.5	3.7
20～24歳	100.0	67.7	2.4	6.6	11.9	1.7	-	-	9.7
25～29歳	100.0	70.7	6.8	8.5	5.6	4.0	0.4	0.5	3.5
30～34歳	100.0	77.4	7.0	6.6	2.2	2.6	0.6	-	3.5
35～39歳	100.0	74.1	8.5	7.7	2.7	1.5	1.5	0.3	3.6
40～44歳	100.0	78.1	4.5	6.2	3.4	3.7	1.7	0.2	2.0
45～49歳	100.0	78.1	5.1	3.7	3.2	3.0	3.3	-	3.6
50～54歳	100.0	80.3	4.7	4.3	0.7	2.9	3.5	0.5	3.0
55～59歳	100.0	77.0	3.7	6.3	2.2	2.2	4.0	2.0	2.6

注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 保険料を納付しない理由不詳の者を除く。

### 2. 年齢階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由

「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した1号期間滞納者について、年齢階級別に「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由をみると、すべての年齢階級において、「もともと収入が少ない、あるいは不安定だったから」の割合が最も高いが、年齢階級が上がるにつれ少しずつ低くなり、替わって「失業、倒産、天災、事故、病気などにより所得が低下したから」及び「保険料より優先度の高い支出が多かったから」の割合が高くなる傾向にある（表16）。

表16 年齢階級別「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由

（単位：％）

	総数	もともと収入が少ない、あるいは不安定だったから	失業、倒産、天災、事故、病気などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多かったから	その他
「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ1号期間滞納者総数	100.0	61.9	15.2	17.7	5.2
20～24歳	100.0	64.8	16.0	11.4	7.8
25～29歳	100.0	69.9	15.3	11.7	3.1
30～34歳	100.0	63.2	12.6	21.0	3.2
35～39歳	100.0	64.1	12.0	17.0	6.8
40～44歳	100.0	63.1	13.0	19.4	4.4
45～49歳	100.0	61.1	15.2	19.6	4.1
50～54歳	100.0	57.4	21.1	15.2	6.3
55～59歳	100.0	54.2	15.5	24.3	6.0

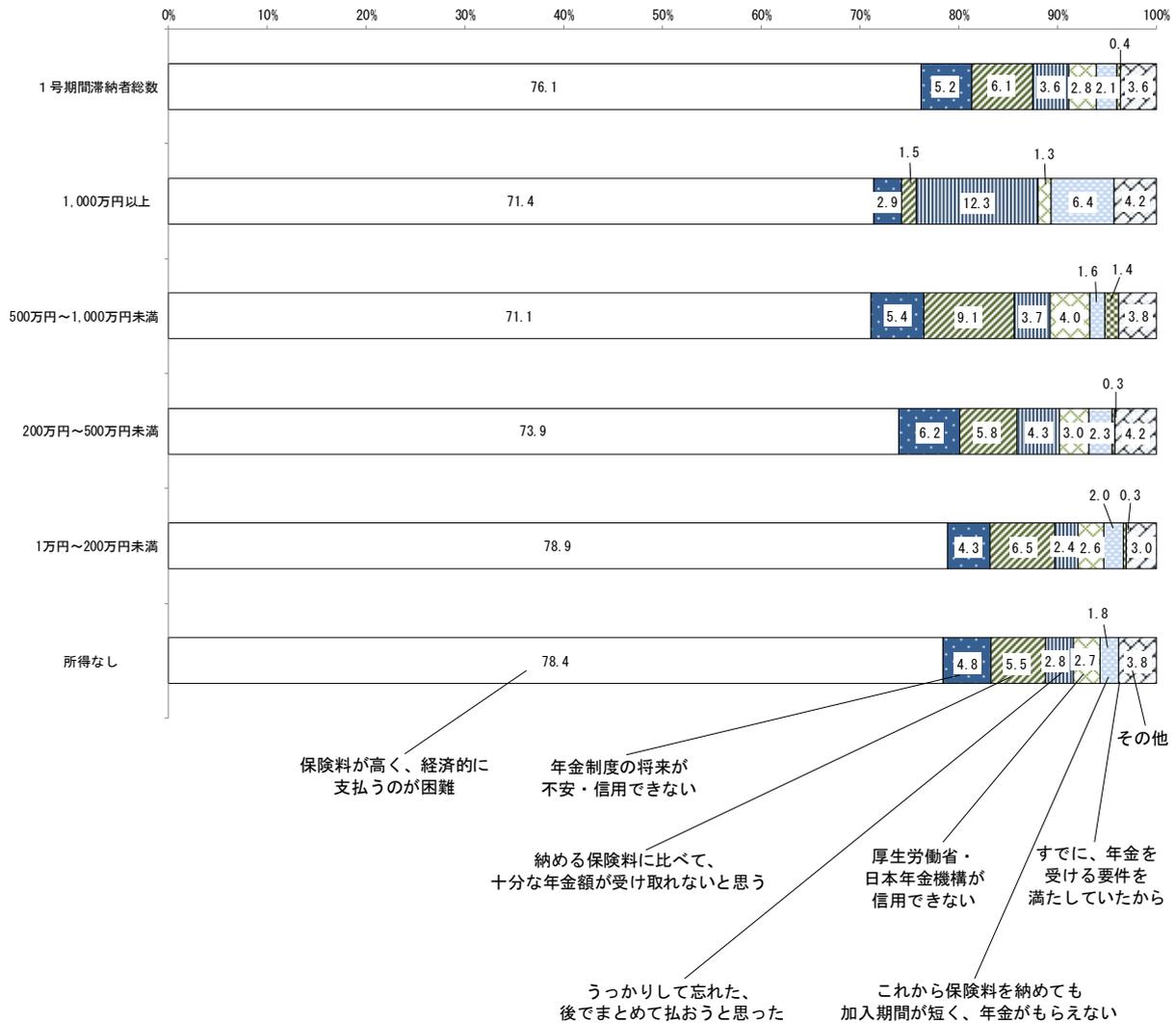
注1 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」を選んだ理由不詳の者を除く。

### 3. 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての所得金額階級で「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高く、約7割となっている（図5）。

図5 世帯の総所得金額階級別保険料を納付しない理由（主要回答）



注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 保険料を納付しない理由不詳の者を除く。

注3 「1号期間滞納者総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

注4 世帯の総所得金額は、令和元年の所得である。

注5 「郵送調査」と「所得等調査」の集計客体を突合した客体を集計した数値のため、「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しない理由の割合は、「郵送調査」の集計客体を集計した表15の「1号期間滞納者総数」の保険料を納付しない理由の割合とは一致しない。

#### 4. 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識

1号期間滞納者について、保険料を納めていないことについての意識をみると、どの年齢階級においても、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」の割合が最も高くなっている（表17）。

表17 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識

(単位：%)

	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	国民年金はあてにしていないので納めるつもりはない	年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納めるつもりはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	70.6	5.5	7.4	3.9	12.6
20～24歳	100.0	63.3	4.2	10.0	3.7	18.8
25～29歳	100.0	67.5	10.3	9.2	3.4	9.7
30～34歳	100.0	67.2	6.6	9.5	7.8	9.0
35～39歳	100.0	70.4	5.5	7.3	6.5	10.3
40～44歳	100.0	72.8	7.6	8.1	2.2	9.3
45～49歳	100.0	72.2	3.9	6.4	4.1	13.4
50～54歳	100.0	72.5	4.0	5.0	2.8	15.7
55～59歳	100.0	75.1	3.0	6.1	1.2	14.6

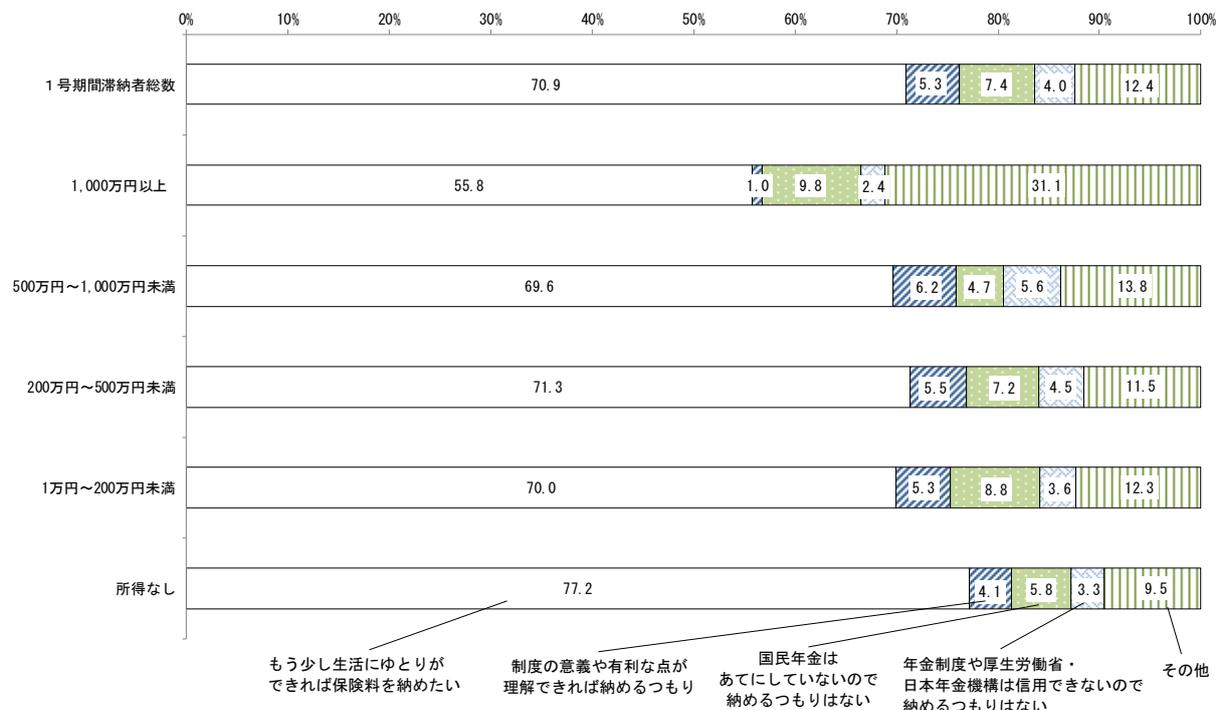
注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 保険料を納めていないことについての意識不詳の者を除く。

## 5. 世帯の総所得金額階級別保険料を納めていないことについての意識

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に保険料を納めていないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円未満では大半を占めているが、所得が1,000万円以上でも55.8%となっている（図6）。

図6 世帯の総所得金額階級別保険料を納めていないことについての意識



注1 1号期間滞納者を対象として集計している。

注2 保険料を納めていないことについての意識不詳の者を除く。

注3 「1号期間滞納者総数」には、世帯の総所得金額不詳の者を含む。

注4 世帯の総所得金額は、令和元年の所得である。

注5 「郵送調査」と「所得等調査」の集計客体を突合した客体を集計した数値のため、「1号期間滞納者総数」の保険料を納めていないことについての意識の割合は、「郵送調査」の集計客体を集計した表17の「1号期間滞納者総数」の保険料を納めていないことについての意識の割合とは一致しない。

## 第5章 受給資格期間の短縮と今後の保険料の納付意欲の関係

### 1. 今後の保険料の納付意欲

自分自身の資格期間（納付済期間や免除期間など）が25年以上あると考えている者に、今後の保険料の納付意欲を尋ねたところ、81.9%が「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」と回答している。55～59歳では、「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」が71.1%となっており、他の年齢階級に比べて低くなっている（表18）。

**表18 年齢階級別今後の保険料の納付意欲**  
(自分自身の資格期間が25年以上あると考えている者)

(単位：%)

	総数	満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める	もうこれ以上納めない	不詳
年齢階級計	100.0	81.9	13.6	4.5
40～44歳	100.0	81.3	12.3	6.4
45～49歳	100.0	90.5	5.6	3.9
50～54歳	100.0	90.7	6.5	2.8
55～59歳	100.0	71.1	23.3	5.6

注 自分自身の資格期間（納付済期間や免除期間など）が25年以上あると考えている者を集計対象としている。

また、自分自身の資格期間が10年以上25年未満であると考えている者に、同じ質問をしたところ、83.2%が「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」と回答している（表19）。

55～59歳で比較すると、「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」と回答したのが、自分自身の資格期間が25年以上あると考えている者では、7割を超えているのに対して、自分自身の資格期間が10年以上25年未満であると考えている者では、7割未満にとどまる。

**表19 年齢階級別今後の保険料の納付意欲**  
(自分自身の資格期間が10年以上25年未満であると考えている者)

(単位：%)

	総数	満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める	もうこれ以上納めない	不詳
年齢階級計	100.0	83.2	12.5	4.3
25～29歳	100.0	81.1	14.5	4.4
30～34歳	100.0	88.1	8.4	3.5
35～39歳	100.0	89.5	6.4	4.1
40～44歳	100.0	88.1	8.1	3.8
45～49歳	100.0	82.1	13.5	4.4
50～54歳	100.0	80.0	15.3	4.7
55～59歳	100.0	64.7	29.9	5.4

注 自分自身の資格期間（納付済期間や免除期間など）が10年以上25年未満であると考えている者を集計対象としている。

一方、自分自身の資格期間が10年未満であると考えている者に対して、今後の保険料の納付意欲を尋ねたところ、「満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める」と回答したのが40.5%、「10年に届くまで納めることを目指す」と回答したのが44.5%とほぼ同じ割合となっている。

年齢階級別にみると、30～54歳の各年齢階級で5割以上が「10年に届くまで納めることを目指す」と回答しているのに対し、20～24歳では、「10年に届くまで納めることを目指す」と回答している割合は、3割未満である。（表20）

**表20 年齢階級別今後の保険料の納付意欲**  
**（自分自身の資格期間が10年未満であると考えている者）**

(単位：%)

	総数	満額となる40年に近づけるよう、できるだけ長く納める	10年に届くまで納めることを目指す	もうこれ以上納めない	不詳
年齢階級計	100.0	40.5	44.5	11.0	4.0
20～24歳	100.0	62.9	27.8	6.5	2.8
25～29歳	100.0	41.5	46.4	8.0	4.1
30～34歳	100.0	31.2	54.6	10.8	3.4
35～39歳	100.0	27.3	52.7	15.1	4.9
40～44歳	100.0	24.8	56.2	13.0	6.1
45～49歳	100.0	19.0	60.2	15.9	4.9
50～54歳	100.0	24.7	56.6	14.2	4.5
55～59歳	100.0	22.6	49.4	23.3	4.8

注 自分自身の資格期間（納付済期間や免除期間など）が10年未満であると考えている者を集計対象としている。

## 第6章 生命保険・個人年金

### 1. 保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況

生命保険・個人年金の加入状況をみると、生命保険や個人年金のどちらかに加入している者の割合は55.9%となっている。国民年金の保険料納付状況別にみると、1号期間滞納者の加入割合は納付者に比べ低いものの、5割弱の者が生命保険や個人年金に加入している（表21）。

表21 保険料納付状況別生命保険・個人年金加入状況

(単位：%)

	総数	加入している	(再掲)			非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	55.9	54.6	13.3	12.0	38.7	5.4
納付者	100.0	67.7	65.9	20.1	18.3	27.4	4.9
完納者	100.0	68.8	67.0	21.9	20.1	26.5	4.7
一部納付者	100.0	62.5	61.1	12.0	10.5	31.6	6.0
1号期間滞納者	100.0	45.9	44.9	8.0	7.0	47.1	7.0
申請全額免除者	100.0	46.0	45.1	6.9	6.1	47.7	6.4
学生納付特例者	100.0	42.7	42.2	5.9	5.4	53.1	4.2
納付猶予者	100.0	39.9	39.0	4.4	3.5	53.8	6.2

### 2. 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況

年齢階級別に生命保険・個人年金の加入状況をみると、おおむね年齢階級が上がるにつれ加入割合が高くなっている。

また、1号期間滞納者についてみると、総数に比べすべての年齢階級において加入割合は低くなっているものの、35歳以上の各年齢階級では約5割が生命保険や個人年金に加入している（表22）。

表22 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況

(単位：%)

	総数	加入している	(再掲)			非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	55.9	54.6	13.3	12.0	38.7	5.4
20～24歳	100.0	42.9	42.3	6.3	5.6	52.5	4.6
25～29歳	100.0	47.1	45.6	10.0	8.5	47.6	5.3
30～34歳	100.0	51.5	49.5	11.5	9.5	44.2	4.3
35～39歳	100.0	57.2	56.1	13.1	12.0	37.2	5.6
40～44歳	100.0	60.8	59.0	13.6	11.8	33.0	6.2
45～49歳	100.0	63.1	62.2	17.6	16.8	30.2	6.7
50～54歳	100.0	66.4	64.6	19.6	17.8	27.8	5.8
55～59歳	100.0	67.8	66.1	20.0	18.3	26.6	5.6
(再掲)							
1号期間滞納者総数	100.0	45.9	44.9	8.0	7.0	47.1	7.0
20～24歳	100.0	36.4	35.8	6.0	5.4	56.0	7.6
25～29歳	100.0	44.0	41.9	8.0	5.9	50.3	5.7
30～34歳	100.0	44.9	44.4	9.3	8.9	49.6	5.5
35～39歳	100.0	50.4	49.2	7.1	5.9	43.9	5.7
40～44歳	100.0	47.4	46.0	8.3	6.9	45.8	6.8
45～49歳	100.0	49.7	48.6	10.9	9.8	43.5	6.7
50～54歳	100.0	47.5	46.6	8.4	7.5	42.9	9.6
55～59歳	100.0	52.6	51.5	6.8	5.7	40.4	7.1

注 「(再掲)」については、1号期間滞納者を対象として集計している。

### 3. 生命保険・個人年金の保険料月額平均

生命保険及び個人年金について、それぞれの加入者の保険料月額の平均をみると、生命保険の保険料は月額1万3千円、個人年金の保険料は月額1万6千円となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、納付者と比較すると1号期間滞納者の保険料月額の平均は、やや低くなっているものの、1号期間滞納者で個人年金に加入している者は、平均で1万3千円の個人年金の保険料を支払っている（表23）。

なお、令和2年度の国民年金の保険料は、月額16,540円である。

表23 生命保険・個人年金の保険料月額平均

(単位：万円)

	生命保険			個人年金		
		自分で支払い	自分以外が支払い		自分で支払い	自分以外が支払い
総数	1.3	1.5	0.9	1.6	1.7	1.5
納付者	1.5	1.7	1.1	1.7	1.8	1.6
完納者	1.5	1.7	1.1	1.8	1.8	1.7
一部納付者	1.4	1.5	1.0	1.5	1.5	1.6
1号期間滞納者	1.2	1.3	1.0	1.3	1.4	1.0
申請全額免除者	1.0	1.0	0.8	1.2	1.2	1.1
学生納付特例者	0.7	1.0	0.6	1.3	1.3	1.3
納付猶予者	0.7	0.8	0.6	1.0	1.0	1.1

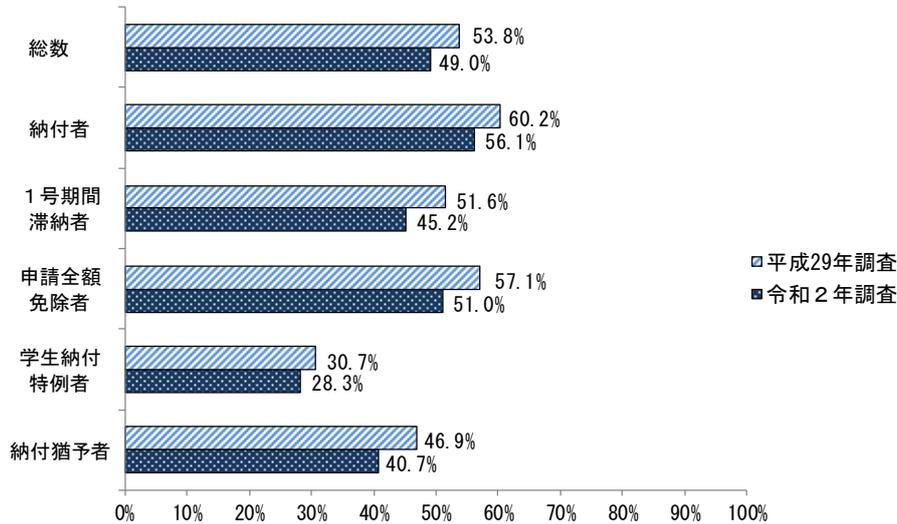
注 保険料月額の平均は、生命保険又は個人年金の加入者についての平均であり、保険料月額不詳の者を除く。

## 第7章 国民年金制度の周知度

### 1. 年金受給要件の周知度

老齢年金を受給するためには、通常、保険料を納めた期間と、免除されていた期間を合わせて10年以上必要となる。このことに関する周知度は49.0%と前回調査より低くなっている（図7）。

図7 年金受給要件の周知度

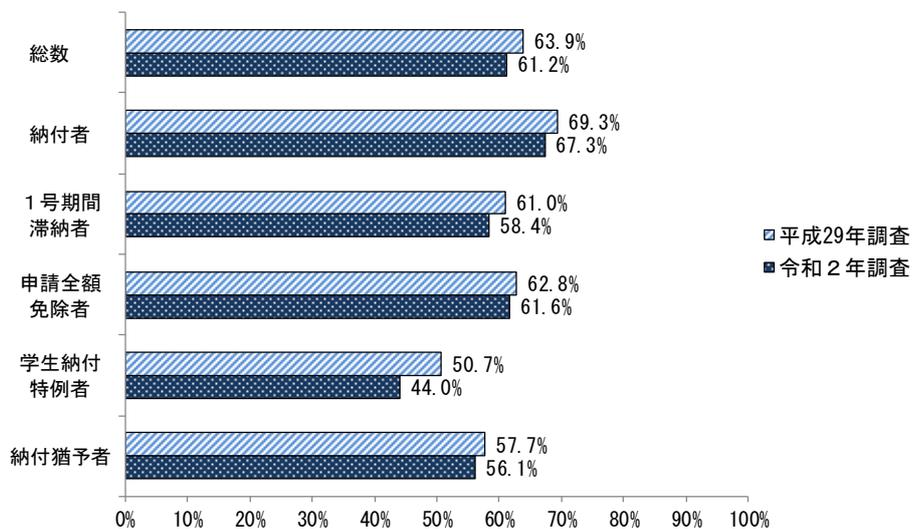


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

### 2. 保険料納付期間と年金受取額の関係の周知度

満額の年金を老後に受けるためには、保険料を40年間納付する必要があり、保険料を納めた期間が短ければ、その分、年金の受け取り額が少なくなる。このことに関する周知度は61.2%と前回調査より低くなっている（図8）。

図8 保険料納付期間と年金受取額との関係の周知度

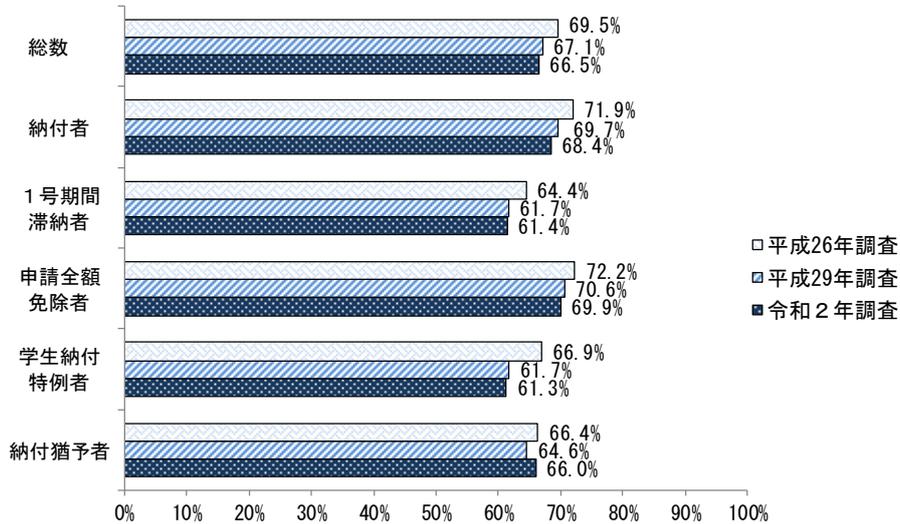


注 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

### 3. 障害年金の周知度

国民年金では、加入期間中の病気やけが等により一定以上の障害の状態になった場合は、障害年金が支給される。このことに関する周知度は66.5%となっており、前回調査より低くなっている（図9）。

図9 障害年金の周知度

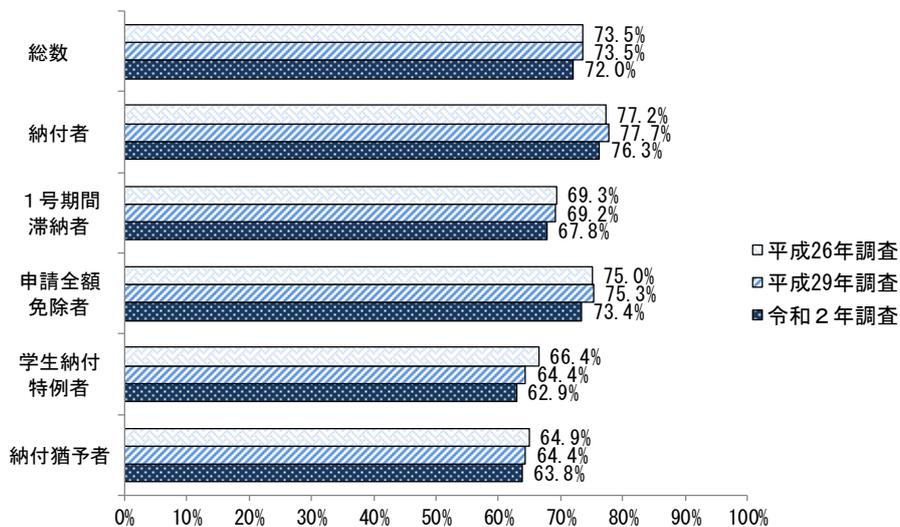


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

### 4. 遺族年金の周知度

国民年金では、老齢年金や障害年金のほか、被保険者本人又は被保険者であった者の死亡時に遺族が年金を受けられる遺族年金の制度がある。このことに関する周知度は72.0%となっており、前回調査より低くなっている（図10）。

図10 遺族年金の周知度

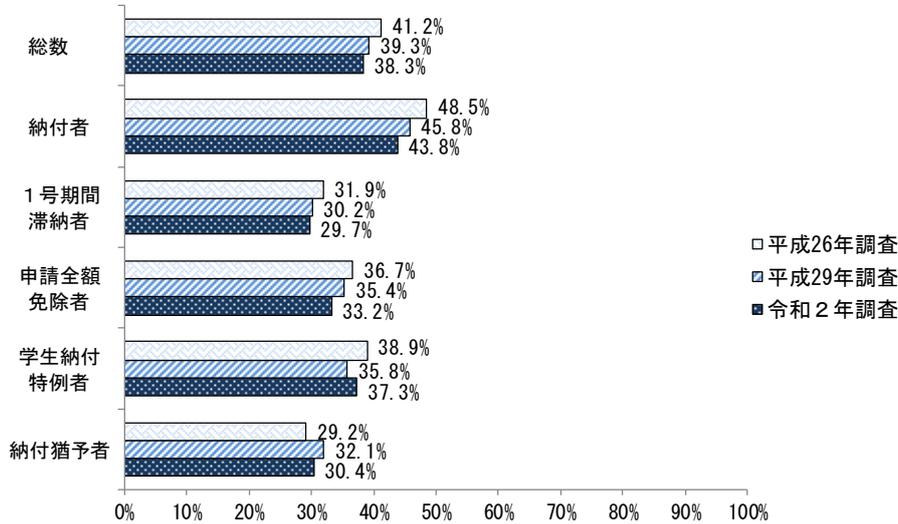


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 5. 国民年金の実質的価値の維持についての周知度

国民年金は民間保険会社の個人年金とは異なり、物価や国民生活水準の変動に応じて年金額が改定され、年金の実質的価値がなるべく変わらないような仕組みが取られている。このことに関する周知度は38.3%となっており、前回調査より低くなっている。(図11)。

図11 国民年金の実質的価値の維持についての周知度

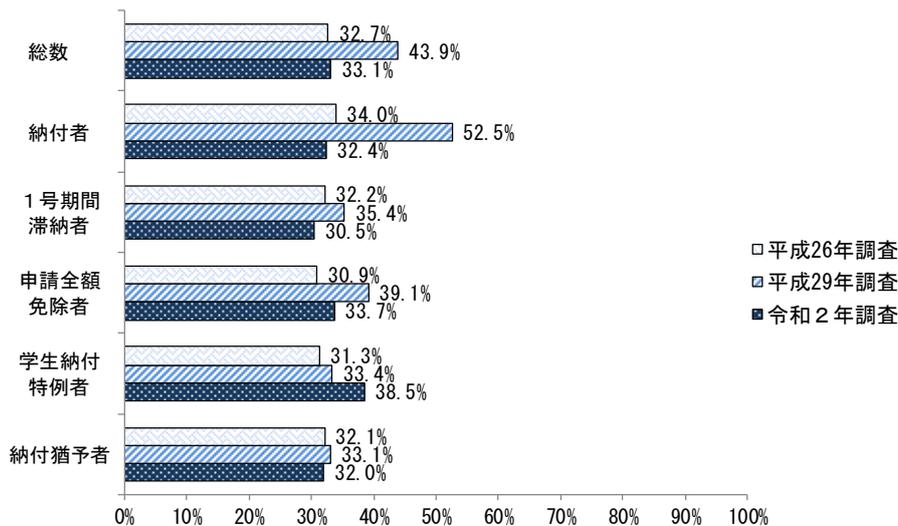


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 6. 国民年金における国庫負担の周知度

国民年金は民間保険会社の個人年金とは異なり、1/2以上が国庫負担でまかなわれている。このことに関する周知度は33.1%と前回調査より低くなっている。保険料納付状況別にみると、学生納付特例者では前回調査より約5%ポイント高くなっている(図12)。

図12 国民年金における国庫負担の周知度

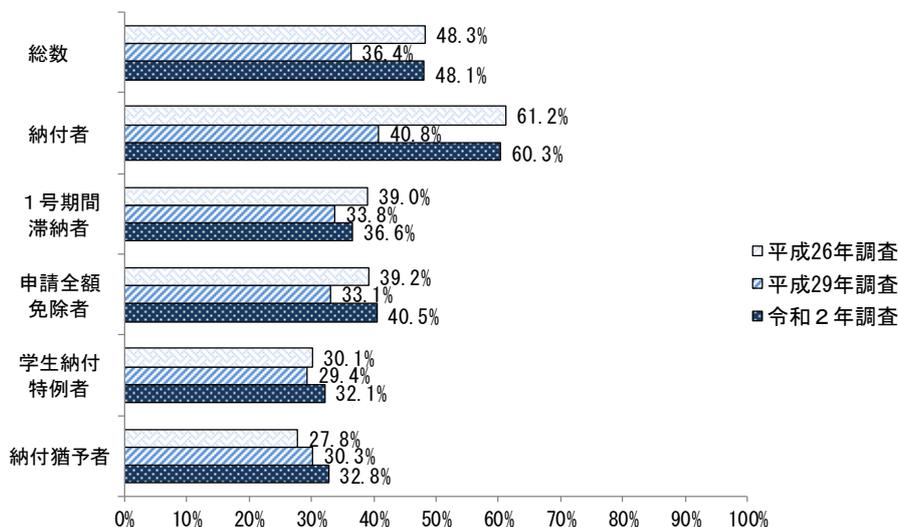


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 7. 税における国民年金保険料に係る控除の周知度

国民年金保険料は、税額の計算上、全額所得額から控除される。このことに関する周知度は48.1%と前回調査より高くなっており、平成26年調査と同程度となっている(図13)。

図13 税における国民年金保険料に係る控除の周知度

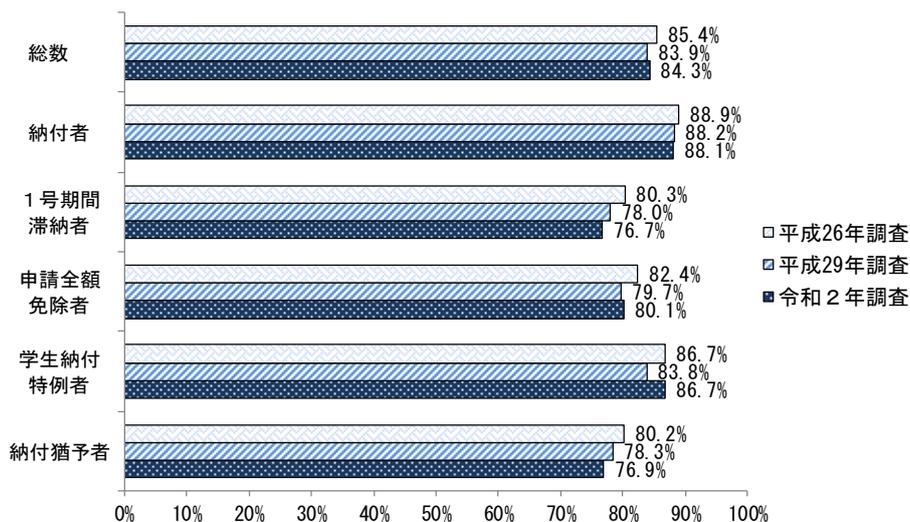


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 8. 世代間扶養の仕組みの周知度

国民年金は、社会連帯に基づき、現在働く世代が納める保険料によって高齢者の年金給付をまかなう、世代間扶養の仕組みとなっている。このことに関する周知度は84.3%と前回調査より高くなっている。(図14)。

図14 世代間扶養の仕組みの周知度

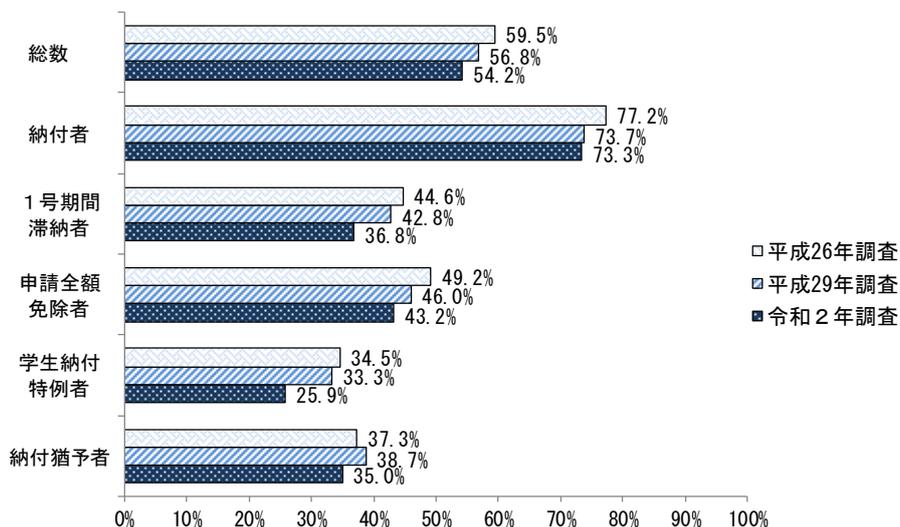


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 9. 前納制度の周知度

国民年金保険料を一括して前払いすると、保険料が割引される前納制度がある。このことに関する周知度は54.2%である。納付者では73.3%と高いが、納付者以外では5割を下回っている。（図15）。

図15 前納制度の周知度

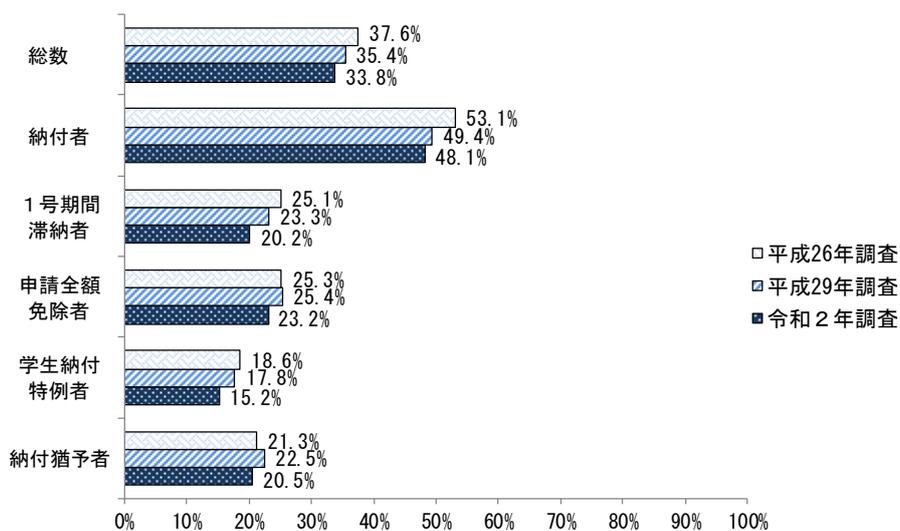


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 10. 早割制度の周知度

保険料を口座振替によって当月末の引き落としにする（月々の保険料は翌月末が納付期限）ことにより、割引となる早割制度がある。このことに関する周知度は33.8%となっている。納付者では48.1%と高いが、納付者以外では3割を下回っている（図16）。

図16 早割制度の周知度

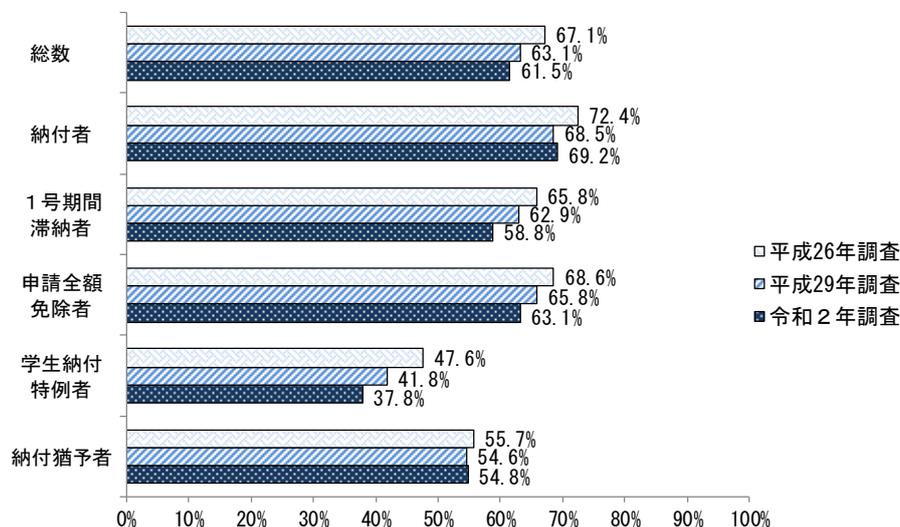


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 11. 過年度納付の周知度

国民年金保険料は、納め忘れた場合でも過去2年分まで遡って納めることができる。このことに関する周知度は61.5%となっており、前回調査と比較して低くなっている(図17)。

図17 過年度納付の周知度

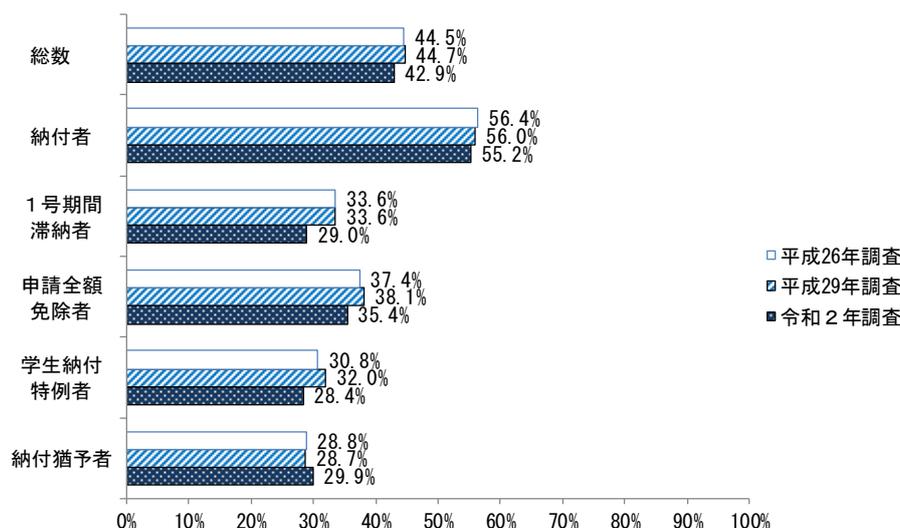


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 12. 上乗せ給付の周知度

国民年金は、通常の保険料に加え、付加保険料等を任意で納付することで受給できる年金額を増やすことができる。このことに関する周知度は42.9%となっており、保険料納付状況別にみると、納付者が最も高く55.2%となっているが、納付者以外では4割を下回っている(図18)。

図18 上乗せ給付の周知度

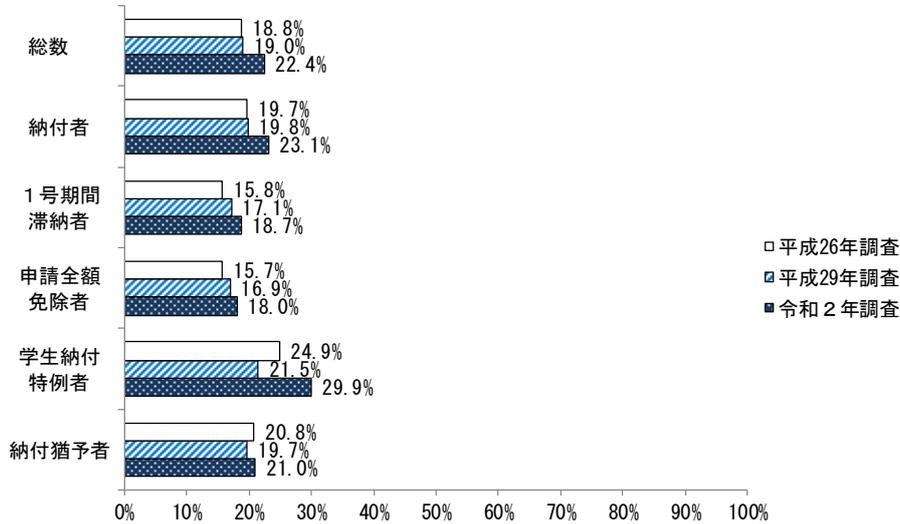


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

### 13. 年金生活者支援給付金の周知度

所得の額が一定の基準を下回る基礎年金受給者に対して、年金生活者支援給付金が支給される。このことに関する周知度は22.4%となっており、前回調査より高くなっている(図19)。

図19 年金生活者支援給付金の周知度

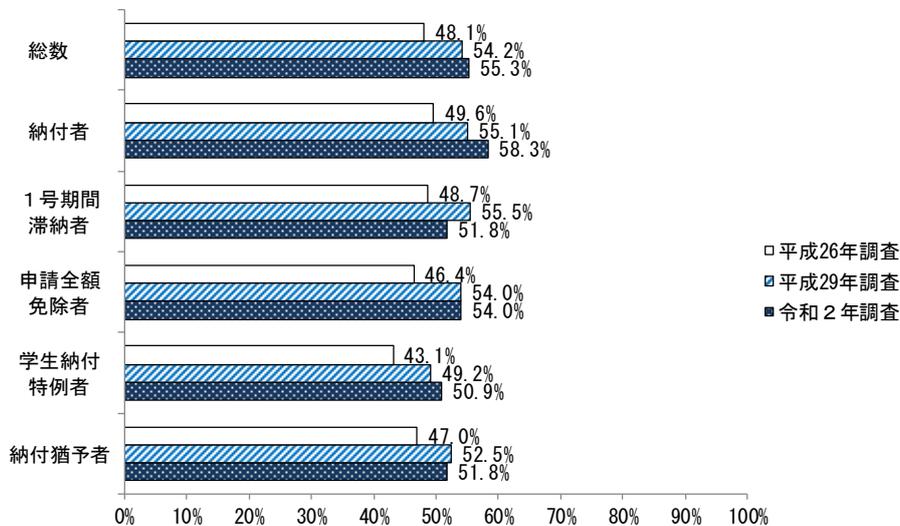


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

### 14. 強制徴収の周知度

国民年金保険料の納付は義務であり、滞納した保険料は財産の差押等強制徴収の対象となり得る。このことに関する周知度は55.3%と前回調査より高くなっている。保険料納付状況別にみると、1号期間滞納者、申請全額免除者及び納付猶予者を除き、いずれも前回調査より高くなっている(図20)。

図20 強制徴収の周知度



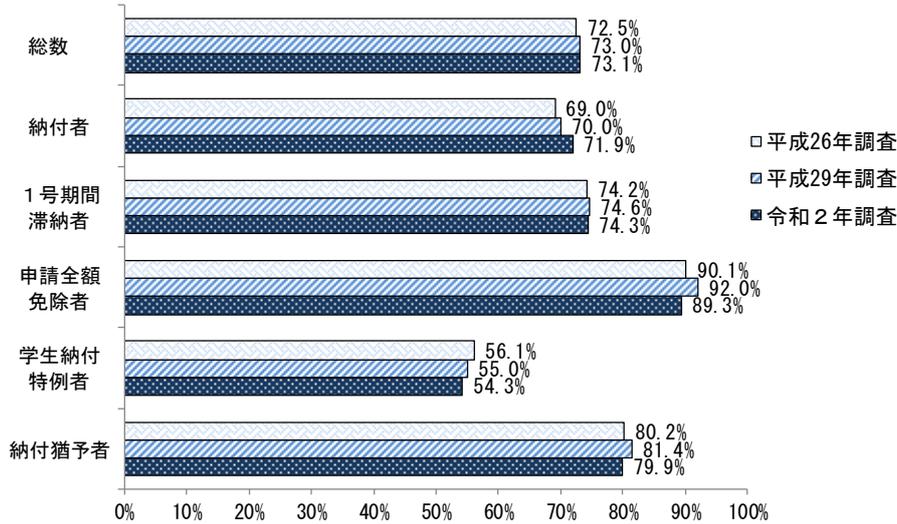
注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 第8章 免除・猶予制度の周知度

### 1. 保険料免除制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額又は一部が免除される免除制度がある。このことに対する周知度は73.1%となっており、前回調査と同程度となっている（図21）。

図21 保険料全額・一部免除の周知度

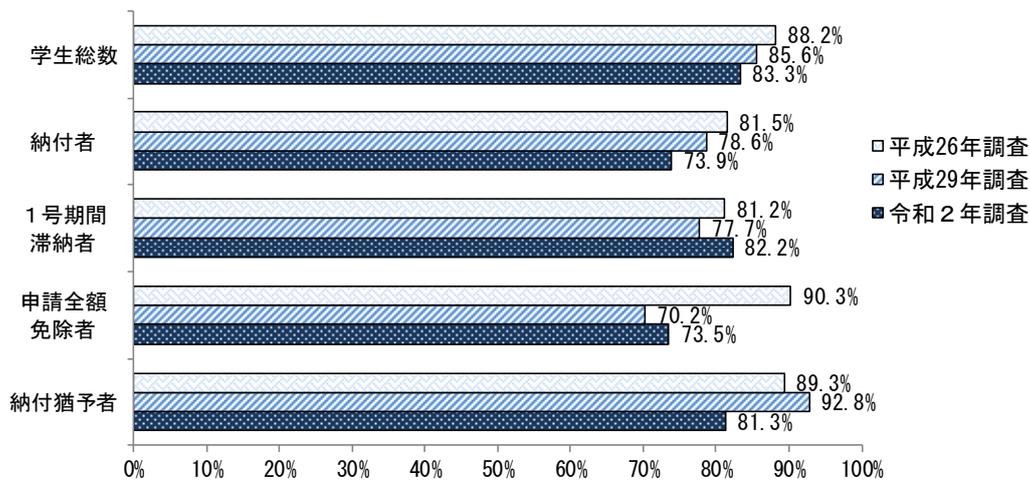


注 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

### 2. 学生納付特例制度の周知度

学生は、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がある。このことに関する学生の周知度は、学生総数で83.3%となっており、前回調査より低くなっている（図22）。

図22 学生納付特例制度の周知度



注1 学生を対象として集計している。

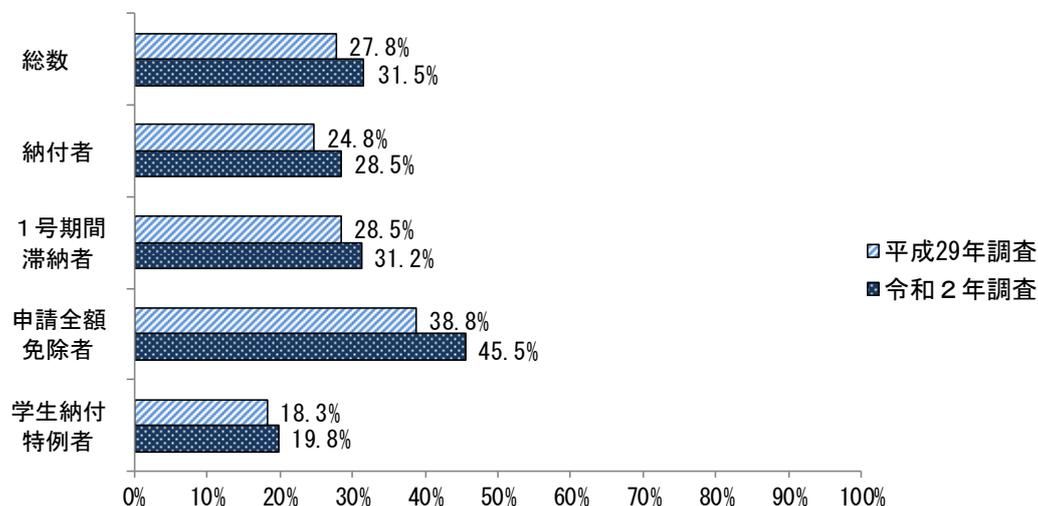
注2 「学生総数」には学生納付特例者を含む。

注3 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

### 3. 納付猶予制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な50歳未満の方については、保険料の納付が猶予される納付猶予制度がある。このことに関する周知度は31.5%となっており、前回調査より高くなっている（図23）。

図23 納付猶予制度の周知度



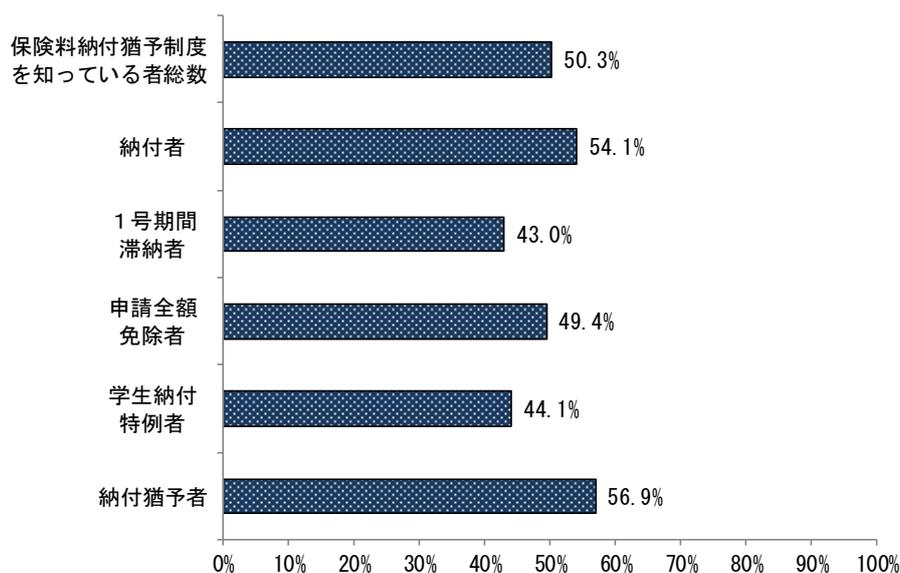
注1 「総数」には納付猶予者を含む。

注2 平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

### 4. 保険料の猶予期間中の保険料を納付することによる年金額への反映に関する周知度

保険料の猶予を受けた場合、さかのぼって保険料を納めなければ、猶予になった期間は年金額には反映されない。このことに関する学生納付特例制度又は納付猶予制度のいずれかを知っていると回答した者の周知度は50.3%となっている（図24）。

図24 猶予期間分の年金額反映に関する周知度

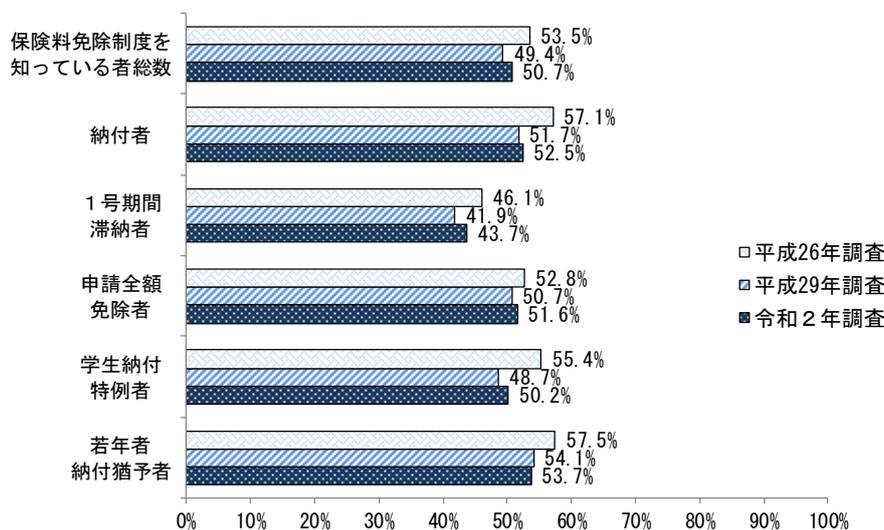


注 学生納付特例制度又は納付猶予制度のいずれかを知っていると回答した者を対象として集計している。

## 5. 免除された保険料の追納制度の周知度

保険料を免除された期間や、納付が猶予された期間のうち、過去10年分については、さかのぼって保険料を納付できる追納制度がある。このことに関する保険料免除制度を知っていると回答した者の周知度は50.7%となっており、前回調査より高くなっている(図25)。

図25 追納制度の周知度



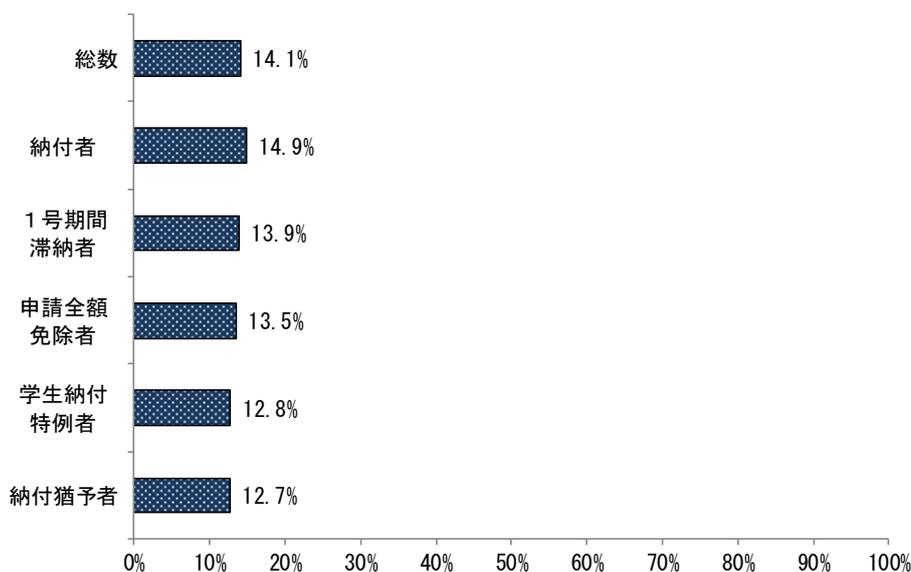
注1 保険料免除制度を知っていると回答した者を対象として集計している。

注2 平成26年調査及び平成29年調査について、福島県の避難指示区域を除く。

## 6. 産前産後期間の免除制度の周知度

出産を行った際に、出産前後の一定期間の保険料の全部が免除される産前産後期間の免除制度がある。このことに関する周知度は14.1%となっている(図26)。

図26 産前産後期間の免除制度の周知度



## 参考 厚生年金保険の適用にかかる粗い推計

本調査における国民年金第1号被保険者の就業状況を基に、厚生年金保険の適用要件を満たす「法人の事業所」又は「個人経営（正社員5人以上）の適用事業所（※1）」に勤めていると回答（自己申告）した者のうち、

- ① 就業形態が「常用雇用」または「パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が30時間以上）」であること
- ② 就業形態が「パート・アルバイト（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）」であり、
  - (1) 「学生でない（※2）」
  - (2) 「基本給（月額）が8万8千円以上である」
  - (3) 「雇用契約における雇用期間が「期間の定めなし」または「1年以上」である」
  - (4) 「勤務先が大企業（ここでは、本社・本店や出張所も含む企業全体の正社員が501人以上）である」

のすべてを満たすこと

のいずれかに該当する回答（自己申告）をした者のデータを用いて、一定の前提のもとに、粗く機械的に厚生年金保険の適用の可能性がある者の推計を行うと以下の通りとなる。

- ・法人の事業所 約96万人程度（うち短時間労働者 約12万人程度）
- ・従業員が常時5人以上いる  
個人経営の適用事業所 約9万人程度（うち短時間労働者 約1万人程度）
- ・合計 約105万人程度（うち短時間労働者 約13万人程度）

なお、厚生年金保険の適用の可能性がある者の数を初めて推計した前々回調査（平成26年調査）は約200万人程度、前回調査（平成29年調査）は約156万人程度であり、その数は減少している。

注 この推計では、パート・アルバイトについては、1週間の所定労働時間が30時間以上の者を所定労働時間及び所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の者とみなす等、一定の前提を置き推計していることに注意が必要。

（※1）農林水産業、飲食店・宿泊業等の場合を除く従業員が常時5人以上いる個人経営の事業所。

（※2）休学中の学生等を含む。

(参考) 厚生年金保険の適用要件

厚生年金保険の適用要件を満たす事業所とは、

- ・ 株式会社等の法人の事業所（事業主のみの場合を含む）
- ・ 農林水産業、飲食店・宿泊業等の場合を除く従業員が常時5人以上いる個人経営の事業所

等である。

このような厚生年金保険の適用要件を満たす事業所に勤める労働者のうち、就業状況が臨時でなく、所定労働時間及び所定労働日数が通常の労働者の4分の3以上の者、あるいは所定労働時間又は所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満の者であっても、以下の要件を満たす者（短時間労働者）が厚生年金保険の被保険者となる。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ② 雇用期間が1年以上見込まれること。
- ③ 賃金の月額が8.8万円以上であること。
- ④ 学生でないこと。
- ⑤ 従業員数が501人以上の会社で働いていること。